

市民福祉委員会会議録

1. 開催年月日

平成28年 3月11日 開会 9時58分 閉会 11時35分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

三輪順治	河合謙治	荒木謙二	坊野公治
大鳴二郎	宮地俊則	佐藤豊	

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長	上野安是		
(2) 副議長	西田久志		
(3) 説明員			
副市長	三宅生一	市民生活部長	北村宗則
健康福祉部長	佐藤文則	病院事務部長	野崎正広
市民生活部次長	橋本良啓	健康福祉部次長	猪原忠教
病院事務次長	中原康夫	税務課長	吉本泰人
市民生活部参与	谷本悦久	環境課長	北村容子
子育て支援課長	佐藤和也	介護保険課長	川上邦和
健康医療課長	田平雅裕	健康福祉部参事	柚野裕正
甲南保育園長	青江淳子	芳井保育園長	三宅弘美
偕楽園長	竹井博範	芳井支所長	三宅孝一
美星支所長	金高常泰	病院事務部医事課長	平松誠
福祉課長補佐	伊達卓生	市民課長補佐	久安伸明
戸籍住民係長	毛利恵子		
(4) 事務局職員			
事務局長	川田純士	事務局次長	岡田光雄

主 査 大 山 次 郎

6. 傍聴者

- (1) 議 員 三宅文雄、簗戸利昭、井口 勇、森本典夫
- (2) 一 般 0名
- (3) 報 道 0名

7. 発言の概要

委員長（三輪順治君） ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをいただきます。

〈副市長あいさつ〉

副市長（三宅生一君） 改めまして、皆さんにおはようございます。

本日は、市民福祉委員会を開催いただきまして、ご多用の中、皆にお集まりいただきましてありがとうございます。

本委員会に付託されております事案につきましては、条例が6件ということになっております。慎重に審議をいただきながら、適切なご決定を賜りたいというふうに思います。

なお、お手元に配付をさせていただいております報告事項の資料がございます。後ほどお目通しのほうよろしくお願ひ申し上げます。よろしくお願ひします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第34号 井原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〉

委員（大鳴二郎君） まず、二、三点お伺いいたします。

この国民健康保険の条例については、ことしの2月18日、国民健康保険運営協議会というのが開かれておりますが、傍聴に行けばよかったですけれども私も都合で行かれなかつたんですけども、この中で委員さんが12名出席、この委員さんは多分14名おられると思うんですけども、14名の中12人出席ということでありますけれども、この委員さんの中でのご意見、この国保に関するご意見でどういうご意見があったのか、また一人一人に意見を聞いたのか、それと承認をされるとわざでありますけれども、どういう方法で承認されたのかを3つとりあえずお伺いいたします。

市民生活部次長（橋本良啓君） 2月18日に開催しました井原市国民健康保険運営協議会での条例改正に対する委員さんのご意見ということで、この件に関しましてのご発言は5

名の方からありました。それで、お一人お一人に聞かれたのかというご質問に対してですが、まずなかなかご意見が出なかったので、委員長さんがお一人ご指名されましてご意見を聞かれました。それに伴いまして、あとの4名の方は自発的に挙手されてご意見を述べられました。

意見の内容をご説明させていただきます。

お一人の方は、赤字となった場合は自分たちで負担しなければいけないので、ぎりぎりのアップ率よりも赤字が増大して負担が大きくなる前に対応する、現在の一番低い案は3案でしたんですが、2案もしくは1案の税率が高いほうがいいというご意見の方がおられました。そして、あともう一方は、30年度までの広域化までが賄える税率の案でよいと思うということで、もし赤字となった場合はそのときに考えればいいのではないかというご意見がありました。もうお一人の方は、最低の税率設定でするのがいいというご意見と、もう一人の方も、30年度には広域化となるので、それまでは税率が一番低い3案がいいというご意見でした。もう一人の方は、この案に賛成反対というのではなくて、赤字等の先送りをしたらどういうふうに対応するのかというご意見が出ました。

採決ですが、委員長が決をとられまして全会一致で承認されたものです。

委員（大鳴二郎君） なかなか意見が出なかったということで、委員長のご指名で一人が言うたら後に続いたということになりますけれども、この承認で今委員長がどうですかという話をして決をとったというんですけども、今聞くと5人だけしかそういうご意見を言つとらんという中での承認ということで、どうじゃろうかなと思うんですけども。委員の方々が承認したことありますれば、どうも今さら言ってもしょうがないと思いますけれども。この中でもこういう重要な案件は、やはり個々に意見を、一人一人の意見を聞くべきではないかなということを私は申し上げておきたいと思います。

それで続きまして、これから先のことありますけれども、この件はこの件でもうよろしいんですけど、これから先のことで、30年には県のほうへ国保の広域化の新制度へ移ることになつたるわけでありましょうけども、その後どういうふうになるのかを説明してもらいたいのと、例えば今の国保の17.9%を上げずにこのまま現状で県の30年度のほうへ持っていくということに、どうかわからんけど、そうなれば県のほうがどういう態度を示し、17.9%よりもぐっとまだ上げる可能性があるのかどうかと、その反対に17.9%ここで値上げを市がして、それを30年度に県へ持つていった場合、その上げた分の減増はずつといつまで続くのかをわかればお願いしたいと思います。

市民生活部次長（橋本良啓君） まず、広域化後の現在との変更点ということで、県と市の役割分担をご説明させていただきます。

広域化後は、県と市町村が国保の運営を担い、県が統一的な運営方針を示して事務の効率

化、標準化を推進することとなっております。県と市町村の役割分担ですが、まず財政運営につきましては、県が財政運営の責任主体となります。市町村は、県が示します納付金を税収により県へ納付することとなります。次に、資格管理では、統一的な方針を県が示しまして、それに従いまして市町村が資格を管理することとなります。次に、保険料につきましては、県が標準保険料率を毎年算定して公表します。それを参考に市町村は保険税率を決定することとなります。次に、保険給付費につきましては、市町村で必要な給付費の全額を県が交付するようになります。市町村は、その交付された給付のお金を決定し、支払いをする事務を行います。保健事業につきましては、県は必要な助言、支援を行い、市町村が保健事業を実施することとなります。主な役割分担は以上のようにになります。

そして、現在の赤字を広域化のときに県に持つていったらどうなるかということですが、広域化までの、平成29年度までの赤字につきましては、広域化に持ち寄れないこととなっております。29年度までの赤字分につきましては、広域化後の県の示す標準税率の上に各市町村がその赤字部分の返済計画を立てまして、その上に上乗せで市民の方に課税をしていくということになります。それで、その上乗せ部分で返済をしていくということになります。17.9%で上げずにいった場合どうかということですが、今の試算では赤字になりますので、そのように広域化後は各市町村の標準税率の上に上乗せで、何年間で返済計画をするかということを市町村が決めて上乗せして課税するということになります。

広域化後の税率が17.9%より上がるか上がらないかというご質問ですが、税率設定のほうは毎年県が各市町村の必要額を算出しまして、国が開発しますシステムのほうへ、納付金算定標準システムというのを現在国が開発中であります、その中にデータを入れて算定されるという予定になっておりますので、現在17.9%ここで上げるか上げないかということで、それとどのような比率になるかというのは、システムの内容がわかりませんし、広域化しますと、現在いろいろな交付金を国や県等からいただいておりますが、その対象が現在は各市町村と全国の市町村の平均との比較で高齢者が多いとか、所得水準が低いかということで各市町村に交付金がおりてきておりますが、今度は県単位での比較ということになりますので、県と全国の都道府県の比較ということになりますので、仮に井原市が今まで高齢化率が高かったから前期高齢者交付金がたくさんもらえてたものが、岡山県が全国の都道府県と比較すると高齢化率が低いということになれば国からそういう交付金が減っていきますので、今度は各市町村に配分される金額も当然減ってきますので、それが逆に高くなるという、たくさんもらえるということもありますが、そういうことがありますので、現在ではどういう税率設定になるかははつきりはわかりませんが、今の正しい、適正な税率設定をしておればそんなに違わないのではないかと考えております。

委員（大鳴二郎君） 詳しく説明いただきました。ありがとうございました。結局、赤

字、赤字という言葉は使うちゃいけんのじゃろうけど、マイナスを持っていけば県がその分上乗せをするということで。

それと、最後に言つた例の高齢化が井原市もどんどん上がつるわけありますけれども、そうなれば県の単位で、全国的な単位でなるということになりますので、非常にそのあたりがまた難しい点が出ることも確かでありますので、これからも高齢化がだんだんふえると思いますので、井原市も非常に厳しい状態が続くのだなということを感じております。はい、この件はこれで終わります、私は。

委員（荒木謙二君） 何点か質問させていただきます。

医療報酬の改定が何年かに一回されているというふうに認識をしとんですが、この28年、29年度の予算見込みのほうに医療報酬の改定額、これは見込まれておりますでしょうか。

市民生活部次長（橋本良啓君） 診療報酬の改定は2年置きにされておりまして、平成28年度の診療報酬は改定されることとなっております。新聞報道等もされておりますが。当然ながら、診療報酬が上がるということで井原市のほうも28年度の予算等につきましては診療報酬の改定を見込んで積算しております。

委員（荒木謙二君） ちなみにどれぐらいの金額を見込まれておられるでしょうか。

市民生活部次長（橋本良啓君） 平成28年度では約1,000万円程度の増と見込んでおります。

委員（荒木謙二君） ありがとうございました。

次に、ジェネリック医薬品の使用促進をされておられますか、このたびの予算についてはこの3年間あるいは数年間の平均で計算をされておられるのか、またその使用率についてどれぐらいの使用率かということをお尋ねいたします。

市民生活部次長（橋本良啓君） ジェネリックの利用率を医療費に反映させているかというご質問ですが、過去3年間の伸び率等で医療費を見ておりますので、その中にジェネリック医薬品の薬価のほうも入っておりますので、ジェネリック単独では見ておりませんが、当然その中に3年間の伸び率を反映させて試算しております。

あと、ジェネリックの利用率ですが、最新の状況でいきますと、業者に委託しております情報でいきますと47.5%となっております。

委員（荒木謙二君） ちなみに県平均はどれぐらいでしょうか。

市民生活部次長（橋本良啓君） 今言いました47.5%というのは井原市が業者に委託しておるもので、医薬品のほうも院内と院外がありまして、今言いましたのは、業者委託しているものは院内と院外を合わせたものでありまして、県が発表しておりますものは院外のみの公表、これは国保連合会がしております、県の平均は59.4%で、院外のみです

と、これが平成26年のデータですが、井原市の場合は48.5%となっております。

委員（荒木謙二君） 仮に県平均までジェネリック医薬品のほう、井原市のほうが扱っていただけるというふうになつたらどれぐらいの例えれば差額が出るのか計算されておられますでしょうか。

市民生活部次長（橋本良啓君） 単純にジェネリックの効果額、26年度のパーセントで割り戻して県平均まで引き上げた場合でしますと、年間で約435万円の削減効果が上がるというふうに試算しております。1人当たりで計算しますと、年間約450円の削減効果となっております。

委員（荒木謙二君） ありがとうございました。ジェネリックをしっかりと使用していただかなければ、こういった削減ということはならないということですね。

それと、予算の歳入のほうで前期高齢者交付金というのが28年度予算のほうでは16億7,600万円見込んであるんですが、この前期高齢者交付金について、どういったものなのかご説明をしていただければと思います。

市民生活部次長（橋本良啓君） 前期高齢者交付金というものは、65歳から74歳の前期高齢者の偏在による医療費負担の不均衡を調整するために各国保の加入者数に応じて社会保険診療報酬支払基金から交付されているものであります。この財源といたしましては、被用者保険、一般で言う社会保険の加入者の方たちの保険料で賄われておりますし、その社会保険の方が自分たちの保険料は一般保険料という形で納められておりまして、この国保への前期高齢者交付金や後期高齢者への制度への支援金等につきましては特定保険料率という形で納められているもので、その中の前期高齢者交付金の拠出金で賄われて井原市が交付していただいているものです。

委員（荒木謙二君） 国保に加入されておられる方の高齢者あるいは退職者なんかがふえていって、平準化を図るために社保、協会けんぽとか共済組合とか健保組合とかというふうなのがあるとは思うんですが、そういう加盟者の方が国保のほうに負担をしているというふうな考え方でよろしいんでしょうか。

市民生活部次長（橋本良啓君） 社会保険の方というのは、私たち共済組合の者もそうですが、この前期高齢者交付金の拠出金を保険料として納めているという制度になっております。

委員（荒木謙二君） 国保以外の保険に入られると方、それぞれの一般保険料プラス国保のほうに負担を、個人としては幾ばくかの負担をされているというふうなことがわかりました。ありがとうございました。

委員（佐藤 豊君） 平成30年に県に統一運営ということで、今回17.9%上げることによって赤字はなくなると。30年に県の統一という形になって、そこで税率設定という

のが国の算定システムによって出てくるという段階になったときに、そこに赤字じゃったらその分は、税率国保だとすると、この赤字分はここに上げて市町村が払いをしていかにやいけんという形なんで、今現状で17.9%上げとけば、一応こういうレベルになるんではないかというような考え方でよろしいんでしょうか。

市民生活部次長（橋本良啓君） 黒字に絶対になるとは、ぎりぎりのアップ率なので確約はできませんが、広域化の30年度までには何とか均衡をとれた運営にできると思っております。

委員（佐藤 豊君） こういう状況になりました、そうなったときに先ほどの説明の中で、高齢化率とかいろんな状況で今まで算定しとった分が県一本という形になったときに、高齢化が高いと思つたけど県平均すると高齢化がちょっと下がったときに、井原市の今までの税率よりは低い段階での税率設定というか、税金支払いになってくるのか。その辺のことは今んとこは未定だという認識をしとけばよろしいということでしょうか。

市民生活部次長（橋本良啓君） 先ほど説明をしました国からの交付金等が変更がありまして、またその金額を岡山県なら岡山県の中で27市町村の国保の高齢化率とか所得水準とかでまた算定するというふうになってきますので、それも全て手計算ではなくてシステムの中で、国が言っているのは約600項目の情報を入って、それで積算できるシステムを開発しているということでありますので、標準税率が出てみないとどのようになるのかは全く現在ではわからない状態で、適正な税率設定をしていれば余り変わらないのではないかというお話をですが、その点は現段階ではわからない状況です。

委員（佐藤 豊君） 最後になりますけれども、前回の税率を上げたときに我々議員としていろいろなお宅にお邪魔した際にかなり手厳しいことを言われました。何で収入が少ねえのに税率上げてからという、その内容 자체を市民の皆さん余りご存じないからあれなんですが、かなり手厳しいご意見を私自身も何軒かでいただいたのも現状なんです。そういう意味で今回税率を上げることはやぶさかないんかもわかりませんけど、市民の皆さんに説明責任というものを本当に果たしていかないと、かなりまた厳しい、我々ももらってもいいんですけど、かなり厳しい不満も噴出してくるんじゃないかなということを危惧するわけなんで、その点で周知に対する、またご理解をしていただく努力というものはどのように今お考えなんでしょう。その点だけお聞かせ願いたいと思います。

市民生活部次長（橋本良啓君） ことし10月に国保の被保険者証の更新時期がありますが、その被保険者証を各家庭に郵送しております。そのときに医療費の削減、適正化にご協力くださいということで、平成26年度は単年度赤字になり大変厳しい財政運営となっておりますということで、ジェネリック医薬品の使用促進や特定健診の受診などを通じて医療費の削減、適正化にご協力くださいというチラシを同封して送っております。当然ながらここ

で税率の改正をしましたら、そのようなご理解を求めるために医療費はこのようにいって、こういう医療費は賄わなければいけないのでこういうふうな税率設定となったというような周知をしていきたいと思っております。

委員（佐藤 豊君） これで最後にします。市民の皆さんにわかりやすい説明というのんが一番必要になってくるんではないかと思うんです。文章的にきれいに文章が並んどけば理解してもらえるんでしょうという感覚じゃなくて、こういうことなのでこうです、だからこういうとか、図で示すとか、本当にわかりやすい説明と言うものが必要になってきているんじゃないかと思うんです。これが最後というぐらいの思いで取り組んでいただかないと、なかなかもう低所得者の方は耐えられないというのが現実の声もあるわけなんで、その人たちのことを思ったときに行政としては何ができるのか、またどういう取り組みをしてご理解をいただけるのかということに本当に今腐心をしていただいて対応していただかないと、非常に後で禍根を残すようなことになってもいけないと思いますので、その点努力をよろしくお願いして、私の質問を終わります。

委員（宮地俊則君） そもそも運営協議会からの答申が文書で出されたんでしょうか。もし文書で出されておるんでしたら、その内容そのものをお聞かせ願えればと思います。

市民生活部次長（橋本良啓君） 運営協議会のほうでは国保に関する重要事項を協議していただくようになっておりまして、答申等を出していただくようにはなっておりませんので、いただいたではありません。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第35号 井原市消費生活センター条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第36号 井原市立小規模保育事業所条例について〉

委員（大鳴二郎君） まず、この小規模保育条例について。

この施設をするのが、私が平成25年6月の一般質問で言つたるんですけど、そのときには平成27年度からの子ども・子育て関連の新制度への移行に向けた新たな子ども・子育て支援計画の中で地域の保護者のニーズを踏まえ検討してまいりますという市長の答弁があつたわけありますけれども、そういう意味では今27年度でまだありますので、そこでこういうことができるということは非常に美星町にとっても、保育をされる保護者にとっても喜ばしいことだと私は感じておりますが、そこで二、三点伺いたいと思いますけれども、この答弁の中で保護者のニーズを踏まえとやられるとるんですけれど、そこでアンケートをすることで書いとりますけれども、アンケートを実施されてそこで公表するということで、されとったら私の感覚がおかしいと思うこともあるんですけど、どうもそういうアンケートをしたとか聞いたとかというのをまだ現実としてわかつとらんので、したかせんかということだけお答え願いたいのと、それからあの当時の部長さんもそういうアンケートは25年6月にしとるわけありますけど、今年度ということは25年度です、8月には国からのひな形が示されるので、そういう中でアンケート結果につきましては審議過程でお示しするとともに、また皆様にお示しをする機会があろうかと思いますということを答弁されるとるわけでありますけれども、そこらあたりがどうなっているのかなということをまず1点お聞きしたいと思います。

子育て支援課長（佐藤和也君） アンケートにつきましては、平成25年12月に就学前の児童のいる世帯に対しまして子ども・子育て支援ニーズ調査というアンケート名で調査を行っております。

委員（大鳴二郎君） 行っておりますというのはわかりましたけれども、皆様にお示ししたんですか。

子育て支援課長（佐藤和也君） アンケート結果の一部につきまして、27年度から始まりました新しいプランの中で、井原市子ども・子育て支援事業計画の中でその一部を示しております。

委員（大鳴二郎君） 27年度の中で示していると、一部でありますけれど示しとるというご意見でありますけど、そういうこともありますんでわかりやすく示すのが当たり前じゃ

ろうと思います。

続きまして、小規模保育所の保育現場、これから改修など行うんでしょうけど、防災、防犯、衛生また耐震などなど、それからまたこの施設ができた来年の29年4月からという話でありますけれども、そのときには保育士は絶対確保されてやれるようになるんでしょうね。建物はええようにできた、保育士がおらんという話になったんでは、全然前々進まんわけでありますけれど。だから、保育士が何人、これは保育園だから調理室也要る、調理師也要るとなると思うんですけども、そのあたりはどういうお考えを持っておられるのか。

3点目には、保育料が井原市は2人目の子からはこのたび無料ということを言われておりますけれども、この場合も適用できるのか。と、県の新制度は上の子供の年齢や所得には関係なしに保育料を無償化することになりつつあるんですけども、井原市はどうか。と、保育料のこと。例えば保育料でも保護者から実費を徴収する、保育料でなしにということがあると思うんですけど、夏祭りに参加するとか運動会に行くとか、そういうことはどうなるんか。給食はあっこでするんか、また別のところから搬入するんかなど、その4点ほどお願ひします。

子育て支援課長（佐藤和也君） まず、保育士の確保の点でございますけども、運営につきましては民間の事業者を予定しております、指定管理といった形で考えておりまして、5月に指定管理者の募集を行う予定にしております。そして、9月の議会で指定管理者の指定の議決を受けるようなスケジュールにいたしまして、保育士の確保の時間をできるだけとれるように考えております。

それから、保育士が何名ぐらいかといったようなことでございますけども、これは利用定員を何人にするかによって変わってまいりますけども、例えば利用定員10人といたしますと保育士が4人といった形になります。

それから、保育料につきましては、これは現状の保育園と同じ形での保育料ということでございまして、所得に応じて保育料をお願いするということになります。それから、国、県、市の保育料の軽減等につきましての適用でございますけども、これも既存の保育園と同じように小規模保育事業所の園児にも適用されるものでございます。

それから、保護者の実費負担につきましては、今後指定管理者に運営をお願いいたしますけども、指定管理者のほうで例えば夏祭りでありますとか遠足であるとかといった事業をされる際には保育料とは別にその費用を徴収される、これも既存の保育園と同様でございます。

調理室等の設備でございますけども、今的小規模保育事業所の改修案の中に調理する施設を予定しておりますけども、小規模保育事業所につきましてはほかの施設からの搬入も可能でございます。といったことで、実際の調理の形は指定管理者のほうの意向によるものと考

えております。

委員（大鳴二郎君） 1番の防犯、防災、衛生、耐震については答弁されましたか。

子育て支援課長（佐藤和也君） 防災等の面でございますけども、これにつきましても国の基準によります施設整備に基づきまして所要の対応をしたいと思っておりますし、また改修に当たりまして必要な補強も行いまして、安全に保育事業が行えるように努めてまいりたいと考えております。

委員（大鳴二郎君） 今、給食で搬入もできるという答弁がありましたけど、搬入をやればその費用がかかる。その費用は指定管理者ですか。

子育て支援課長（佐藤和也君） 給食の費用につきましては、既存の保育園と同じでございまして、給食費というものを個別に徴収することになります。

委員（大鳴二郎君） 地元へ小規模保育ができるということを説明されましたか。まず、以前に僕が一般質問をしたときに、幼稚園の中へ何とかできんか、空き教室もあるんでそこらへどがんかならんかということを質問したなんありますけれども、そのときいろいろ調理室、それから子供さんのゼロ歳のほふく室、寝るところが要るとかというとこを皆改修せにやいけんので、いろいろたくさんかかるのでハード面が多くなるという答弁をもううとするわけでありますけれども、そういうことに関しても私もこのことが決まりつつあるときに若い保育士さんからも聞いたんですけども、なぜ幼稚園をあっこでしないのかという意見がちよろちよろあったんで、そのあたりの説明をやられたんかどうかお伺いしたい。

子育て支援課長（佐藤和也君） 地元への説明でございますけども、このたびの議会で市長のほうから老人憩の家の一部を改修し、小規模保育事業所を設置するという説明をした後に、2月の末に地元への説明をしております。その中で美星幼稚園の設置はどうなのかというご質問がございましたので、その中で美星幼稚園の施設につきましては国の補助を受けておるということで、耐用年数の関係からほかの用途に変更するには国との協議を要するということで、速やかな事業着手が難しいといったようなことから、美星老人憩の家の設置が適当であるというふうに判断したといったことを説明をさせていただいております。

委員（大鳴二郎君） 説明したと言われたんですけど、その説明はどういう方々を呼ばれました。

子育て支援課長（佐藤和也君） 説明の参加者でございますけども、自治公民館の連合会長、それから美星自治公民館の副会長さん、民生委員さん、主任児童委員さん、老人クラブの副会長さん、それからボランティア団体の方、それから幼児教育学級の方、小学校のPTAの方、公民館長さんに来ていただいております。

委員（大鳴二郎君） 何人ですか、全部で。

子育て支援課長（佐藤和也君） 13名でございます。

委員（大鳴二郎君） そのときにも多分いろいろなご意見が出たと思うんですけど、あつこは老人の憩の家を使われる人が非常に多いんです。その辺を把握をされるとと思うんですけど、有料では18件かぐれえじやねえか思うんですけど、ほかに野の花のカフェ、これが毎週木曜日、今言う美星の自治公民館が、定期大会とか会合とかに自分のとこの公民館がないからあっこを使うと。それから、3世代交流にも使うと。老人会はもちろん使うと。非常に使うと人が多いわけでありますので、そのあたりを、だから保護者の方が幼稚園でどうだろうかと、こういう意見が出たんだろうと私は思うとんで、そのあたりをどういうふうに、なぜあそこへ決めたか、設定したかということをお聞かせください。

子育て支援課長（佐藤和也君） まず、小規模保育事業といいますのは、少人数の単位で子供を保育するものでありますし、施設の規模は保育所と比較しますと小さいもので、既存の施設の改修による対応も可能であるというふうに考えております。

それから、先ほども申しましたが、美星幼稚園の場合は国の補助を受けて建てたものでありまして、建物の耐用年数がまだ残っておりますほかの用途に変更するには国との協議が必要であるということで早期に施設整備をするのが難しいという点、それから保育事業の運営につきましては、民間事業者によります運営を予定しておりますけども、美星幼稚園に併設しての保育事業では施設の利用等で調整を要することが多いと考えられることから、老人憩の家の設置が適当であるというふうに判断したところでございます。

委員（大鳴二郎君） まだ幼稚園は残つとるということで。

それでは、これは6人以上19人の規模と思うんですけども、これが認可されれば国からの補助が十分に受けられるという理解で私はしとるんですけど、そうなれば国からの補助が多分2分の1じゃないかなと思うんですけど、そうなれば改修の経費や運営費などなども受けられるんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりで認可を受けた場合に国からの補助が、そういう今僕が言うた以外にどういう利点がありますか。

子育て支援課長（佐藤和也君） 国からの補助は、運営費につきまして2分の1ございます。このほかに県の補助が4分の1ございます。そういったことで運営費の負担は、市が4分の1の負担になるというものでございます。

委員（大鳴二郎君） 終わります。この件もうよろしい。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第37号 井原市美星老人憩の家条例の一部を改正する条例について〉

委員（大鳴二郎君） これも前のと引き続きというわけでありますけれども、ここへするよう条例でやるということでありますけれども、あそこの老人の家は先ほど言いましたように非常に利用者が多いということですので、大広間は現状で残すということでありますけれども、こっち側の憩いの間、それから便所、ボイラーなどなど玄関もありますけど、どういう間取りというんですか、構想でおられるんか、便所はせえこそ保育になれば何ぼつける、大人の何ぼする、それから調理室をどちら辺をやるんかという、そこら辺はもう詳しくわかつとんですか。

子育て支援課長（佐藤和也君） 美星保育園のほうの施設の概要を申し上げますと、憩いの間を保育室に改修いたしますほか、事務室を職員室、湯沸かし室とボイラー室、これを一部屋にいたしまして調理室、現状の便所を乳幼児用のトイレと物入れ、それから建物の西側と南側に園庭を整備する予定としております。それから、保育園を利用するための入り口は現状の玄関とは別に設けることと考えております。

トイレにつきましては、乳児用のお尻を洗うようなところと幼児用の……。それから、大広間の利用者の方用に新たにトイレを設けることを予定しております。

委員（大鳴二郎君） 今、これから小規模保育になるトイレはどう言われましたか、わからんかった。

子育て支援課長（佐藤和也君） トイレにつきましては、乳児用のお尻を洗うようなところや幼児用のトイレ、それから保育士等の職員用のトイレも設置することを考えております。

委員（大鳴二郎君） 今、現状のトイレがここしかねえんですけど、男性も入るようになっとんですね、あっこは。ということは、分けるんですか、今度。男性と女性というようになります。

子育て支援課長（佐藤和也君） 新しい大広間用のトイレにつきましては……。

委員（大鳴二郎君） いや、今の。これ。

子育て支援課長（佐藤和也君） 保育園用のトイレにつきましては、男子用、女子用といったことは考えておりません。新たに設けます大広間用のトイレにつきましては、洋式のトイレを考えておりますけども、今の段階はそこまでございます。

委員（大鳴二郎君） それと、今これから改修するところに利用者が多いんで、ご存じと

思いますけれど、たくさんの物が入っとんです。机なりいろいろなもんが。ご存じじゃ思うんですけど。そうした場合にそういう物をどこへ置くかという、こっちの大広間へ持っていっても大広間へ置くとこがない。となれば、物入れが要るんです。そのあたりはお考えがあるんですか、どつかへ物入れをつくるとかという。

子育て支援課長（佐藤和也君） 現在、老人憩の家を利用されております利用者の団体の方からもご意見を伺いながら検討させていただきたいというふうに考えております。

委員（大鳴二郎君） よろしくお願ひしたいと思います。それとこの、なれば、今クーラーがあるんですけど、空調設備が現状のままですか。

子育て支援課長（佐藤和也君） 小規模保育事業所の設置する区分につきましては、現状のものが使用できるかどうか検討しながら新たなものの更新も考えております。

委員（大鳴二郎君） はい、わかりました。

委員（荒木謙二君） 住所が大倉の2467番地9から西水砂の2474番地1に変わつておるんですが、どういったことで、説明では単純に違つとったというふうなことなんですが、説明をお願いいたします。

健康福祉部次長（猪原忠教君） これは、建物ができた時点で表示をされておったわけですが、その後に国土調査の成果によりまして今の改善センターがある建物と同じ敷地に合筆がされておりまして、その番地が新たな西水砂の番地となります。そういうことで今回訂正させていただいております。

委員（荒木謙二君） 農村改善センターの土地が西水砂の2474番地1、それに一緒に、同じ土地ということなんですか。この大倉の2467番地9というのはなくなったんですか。

健康福祉部次長（猪原忠教君） そのとおりでございまして、改善センターと同一の番地でございます。同じ一筆の中にあります。従来の番号につきましては、合筆によって閉鎖されております。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第38号 井原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第39号 井原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（三輪順治君） 以上で議案の審議は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

委員長（三輪順治君） 次に、所管事務調査についてでございますが、本日の所管事務調査事項はございません。

不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございまし

たらご発言をお願いいたします。

〈なし〉

委員長（三輪順治君） 以上で所管事務調査については終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願ひいたします。

介護保険課長（川上邦和君） 第6期介護保険事業計画に基づきます地域密着型サービスの整備について、ここで状況を報告させていただきたいと思います。

第6期計画に基づきまして平成28年度に整備することといたしております認知症対応型通所介護認知デイ1事業所、それから認知症対応型共同生活介護、グループホームであります1事業所、小規模多機能型居宅介護1事業所の3サービスの整備事業者につきまして、公募を市ホームページと「広報いばら」に掲載して平成27年10月26日から平成28年1月15日の間行いました。その結果、認知症対応型共同生活介護につきましては1事業者から応募がありましたが、認知症対応型通所介護と小規模多機能型居宅介護につきましては応募がございませんでした。応募がなかった2つのサービスにつきましては、平成28年2月1日から3月16日までの間、再公募をしているところでございます。昨日現在では、2つのサービスについて応募はございません。3月16日までに応募がなかった場合の今後についてでございますが、認知症対応型通所介護1事業所と小規模多機能型居宅介護1事業所の整備につきまして、平成28年度整備から平成29年度整備に繰り越して、平成29年度に整備するサービス事業所とともに来年度公募する方向で井原市地域密着型サービス運営委員会に整備計画の変更を諮っていく予定としております。

〈副市長あいさつ〉

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

委員の皆様方には、本当に長時間にわたりまして終始熱心に議論をいただきました。なおかつ適切なご決定を賜りましたこと、改めまして厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。通じていただきましたご意見あるいはご提言等については、必ずや市政に反映していくたいというふうにも思っております。

お手元にお配りして、冒頭、報告事項ということで後ほどごらんいただきたいというふうに申し上げた中で、3ページに井原市歴史講座というものがあります、これは本日の晚もあるわけですが、来週につきましては那須与一の武器と武具についてということで講師の先生が岡山県立博物館の学芸員の佐藤さんであります。この方は、ご紹介しておきますと、井

原市議会のかつて議長さんをされた方のお孫さんであります。現在、井原市にも在住されております。こういった機会に市の方が県博のほうで活躍されている、ひとつ那須与一のことご講演をいただくということでぜひとも皆様方にはご聴講いただけたらありがたいかなというふうにも思っております。

また、インフルエンザの警報が出されたものが続いております。皆様方にはくれぐれも健康にご自愛いただいて、ますますのご活躍をお願い申し上げたいというふうに思います。本日は大変ありがとうございました。

委員長（三輪順治君） 執行部の皆様には大変ご苦労さまでございました。

〈議会への提案〉

〈回答案について協議〉

・番号 1

〈決定〉

委員長（三輪順治君） 閉会に当たり議長、何かございましたら。

議長（上野安是君） いえ。

委員長（三輪順治君） 以上をもちまして市民福祉委員会を閉会いたします。皆様ご苦労さまでございました。

議会への提案について

番号 1

回収場所	記入日	内 容
市役所 1F	2月 26 日	発達障害に対しての支援を行う、市の公的または子育てクラブは井原市にありますか。

回答（案）

○○様からいただきましたご質問につきまして、井原市議会から回答させていただきます。

ご質問を頂いた、「発達障害に対しての支援を行う公的な子育てクラブ」につきましては、井原市にはありません。

市の発達障害児に対する支援体制といたしましては、障害の発見から療育へ円滑に移行することが重要であることから、乳幼児健康診査等で発達障害が早期発見できる体制を構築しており、発見後、迅速に検査や判定を受けるよう専門機関への紹介を行っているほか、幼児期のフォローアップとして、親子を対象とした要観察児教室（きらり広場）等の開催をしています。

相談窓口としては、「子育て相談窓口」を子育て支援課（TEL 62-9517）と健康医療課（TEL 62-8224）に設置し、子どもの発育・発達等の相談に応じるとともに、平成24年度から広域で運営している福山こども発達支援センターや、井笠圏域障害者相談支援センター等の関係機関との連携を図り、相談内容に応じたきめ細やかな支援に努めています。

また、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童に対しては、児童福祉法に基づく障害児通所サービス（障害児通所支援）があり、サービスの種類は以下のとおりです。こちらのサービスの詳細につきましては、福祉課（TEL 62-9518）までお問い合わせください。

■障害児通所サービスの種類

○児童発達支援

乳幼児健診等で療育の必要性が認められた未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うもの。

○医療型児童発達支援

肢体に不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた児童に、児童発達支援及び必要な治療を行うもの。

○放課後等デイサービス

学校に就学し、授業の終了後及び休業日に支援が必要と認められた児童に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うもの。

○保育所等訪問支援

保育所等に通う児童で、その施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められる児童に、集団生活に適応するための専門的な支援を行うもの。